

関連情報等

令和4年4月28日

国土交通省 水管理・国土保全局

① 気候変動シナリオと影響 (IPCC第6次評価報告書のポイント)

- 気候変動の予測については、2021年8月以降、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）が順次公表されている。
- その中で、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える、などとされているところ。

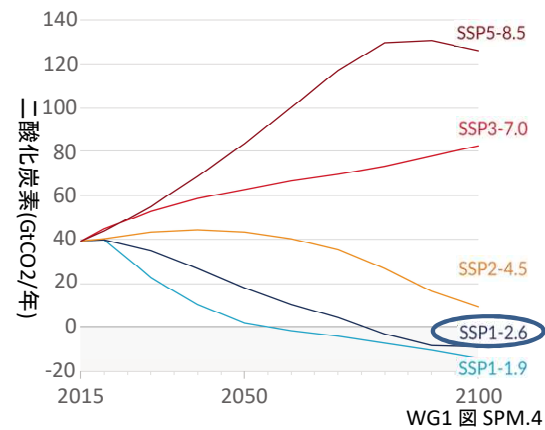
【温暖化の要因】

- ◆ 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。
(地球温暖化に対する人間の影響について、初めて不確実性の表現が外れた)

【予測結果】

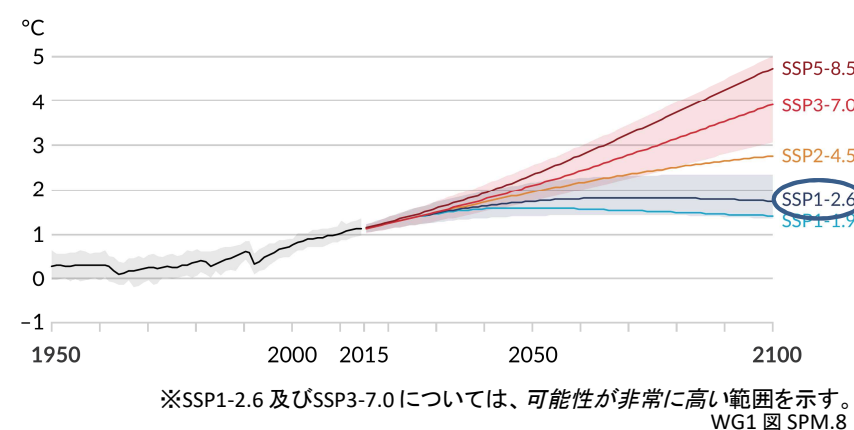
- ◆ 向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。

■シナリオごとのCO₂の将来の年間排出量



※SSP1-2.6: 持続可能な発展の下で、工業化前との比で気温上昇を2℃未満に抑える政策を導入するシナリオ (パリ協定の2℃目標に最も近いシナリオ)

■1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化



※SSP1-2.6 及び SSP3-7.0 については、可能性が非常に高い範囲を示す。WG1 図 SPM.8

<AR6で使用されている主なシナリオ>

AR5では、温室効果ガスが将来安定化する大気中濃度のレベルとそこに至るまでの経路を仮定した代表的濃度経路(RCP: Representative Concentration Pathways)シナリオとして、RCP2.6,RCP4.5,RCP6.0,RCP8.5 が用いられている。

AR6 では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路(SSP: Shared Socioeconomic Pathways)シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオが使用されている。これらはSSPx-yと表記され、xは5種のSSP(1:持続可能、2:中道、3:地域対立、4:格差、5:化石燃料依存)、yはRCPシナリオと同様に2100年頃のおおよその放射強制力(単位はW/m²)を表す。

シナリオ	シナリオの概要	近いRCPシナリオ
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、工業化前を基準とする21世紀末までの昇温(中央値)を概ね(わずかに超えることはあるものの)約1.5℃以下に抑える気候政策を導入。21世紀半ばにCO ₂ 排出正味ゼロの見込み。	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、工業化前を基準とする昇温(中央値)を2℃未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO ₂ 排出正味ゼロの見込み。	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入。2030年までの各国の「自国決定貢献(NDC)」を集計した排出量の上限にほぼ位置する。工業化前を基準とする21世紀末までの昇温は約2.7℃(最良推定値)。	RCP4.5(2050年まではRCP6.0にも近い)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しない中～高位参照シナリオ。エーロゾルなどCO ₂ 以外の排出が多い。	RCP6.0とRCP8.5の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない高位参照シナリオ。	RCP8.5

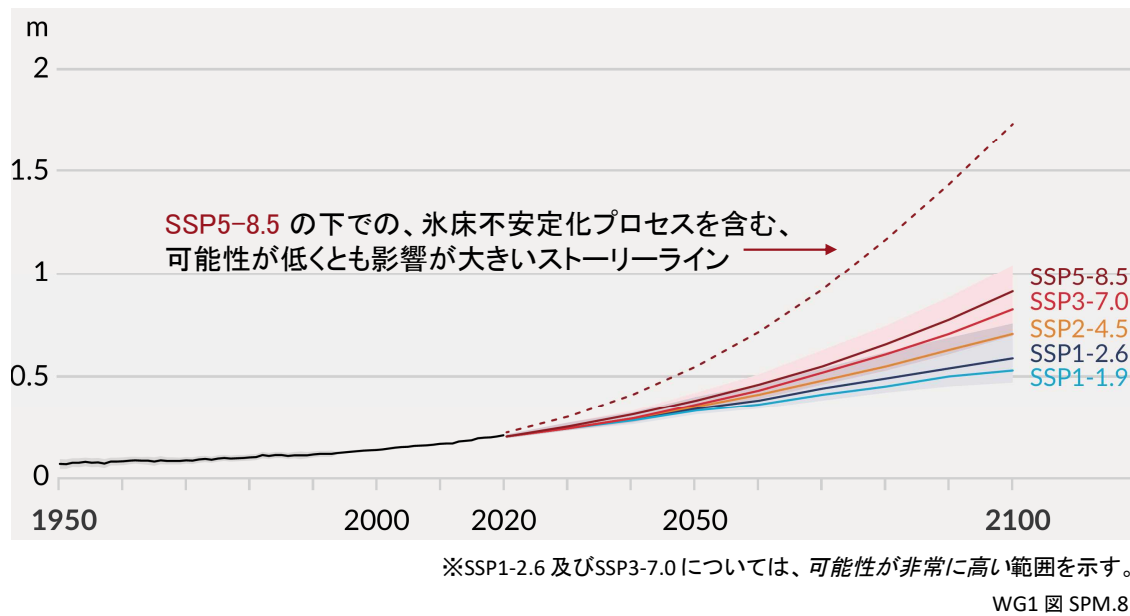
① 気候変動シナリオと影響 (IPCC第6次評価報告書のポイント)

○AR6において、温暖化に伴う平均海面水位の上昇や陸域の大雨の頻度・強度の増加についても予測が示されている。

【予測結果】

- ◆ 世界平均海面水位が 21 世紀の間、上昇し続けることはほぼ確実である。

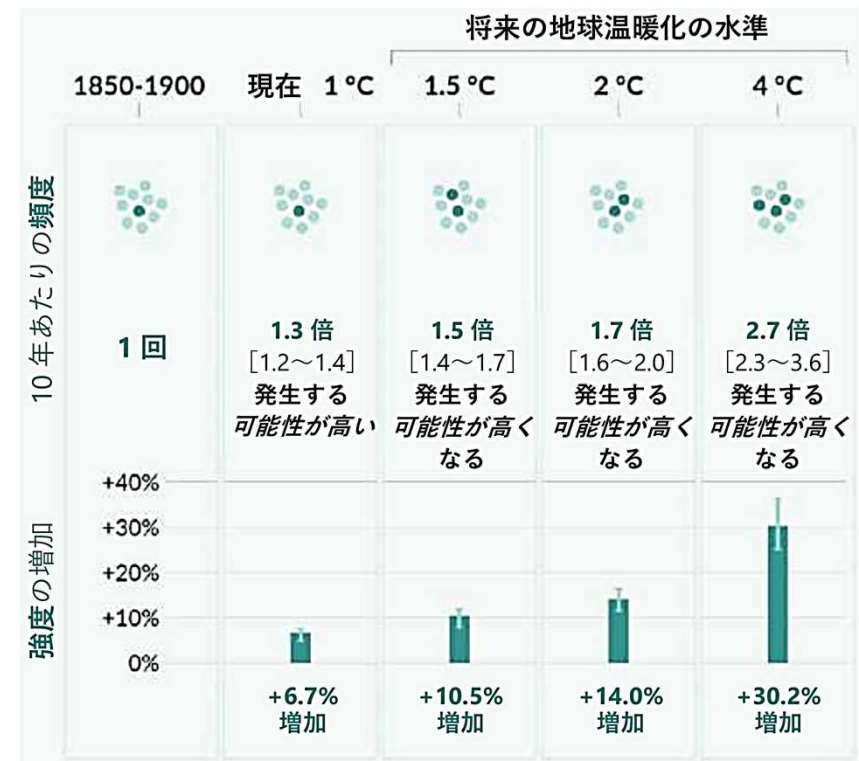
■1900年を基準とした世界平均海面水位の変化



【予測結果】

- ◆ 地球温暖化が0.5℃進行するごとに、大雨の強度と頻度に明らかに識別できる増加を引き起こす。

■基準期間(1850～1900年)で10年に1回発生するような陸域における日降水量の頻度と強度の増加



I. 懇談会の目的

- 水災リスクに応じた火災保険水災料率の細分化について、損害保険会社等に対しより適切な検討を促すため、保険の購入可能性と保険料負担の公平性のバランスなど、料率体系のあり方や留意点等について有識者の意見を取りまとめるもの

- 近年、自然災害の多発・激甚化等により、火災保険料率の引上げが継続
- その主な要因の一つは台風、豪雨災害の多発・激甚化による水災リスクの上昇
- こうした中、個人向け火災保険の水災料率には、保険契約者ごとの水災リスクの違いが反映されていない実態

(単位:億円)

火災保険の自然災害による支払保険金

：水災
：雪災
：風・雹災

平成24年7月九州北部豪雨（矢部川決壊）
台風12号豪雨
平成23年7月新潟・福島豪雨（谷田川決壊）
平成26年8月豪雨（広島土砂災害）
平成27年関東・東北豪雨（鬼怒川決壊）
平成29年九州北部豪雨
平成30年7月豪雨
台風21号豪雨
台風24号豪雨
台風15号豪雨
台風19号豪雨

12,507
1,392
10,596
2,568

2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度

出典：損害保険料率算出機構データをもとに日本損害保険協会作成。

- 現在の水災料率体系では、水災リスクが比較的低い地域に居住する保険契約者の納得感が得られにくい状況
- 洪水ハザードマップ上の浸水深が浅い地域の顧客が、火災保険から水災補償を外す傾向が認められており、万一の大規模水災の発生時に予期せぬ補償不足も懸念される
- このため、損害保険会社等においては、保険料負担の公平性の向上の観点から、居住地域ごとのリスクを反映した水災料率の細分化を行うことを検討

※ 浸水深とは、洪水等による浸水により水で覆われた場合の深さ。
深さのイメージは以下のとおり。

出典：「水害/サードマップ作成の手引き（平成28年4月）」（国土交通省）
<https://www.tropica.or.jp/infoc/eddy/saghi/kyodapinrdsbnt/>

出典：火災保険統計（損害保険計算出版機構）と国土管理庁による計画規模の洪水/サードマップに基づく浸水シミュレーションデータ（国土交通省）を基に損害保険計算出版機構にて作成

火災保険水災料率に関する有識者懇談会 報告書 概要②（意見取りまとめ結果）

IV. 水災料率細分化の方向性・留意点

- 火災保険における水災料率細分化の導入には、次のとおり社会全体として水災に対する経済的な備えを高めていく効果が期待されるなどの意義が認められ、社会にとって望ましい方向性。
 - ・ 保険料の多寡により顧客がリスクの大小を認識することで高リスク契約者のリスク認識を向上させる効果（リスクアナウンスメント効果）
 - ・ 保険料負担の公平性の向上により、低リスク契約者の水災補償離れを抑制するなどの効果
- 細分化を進めるにあたっての留意点は下記のとおり。

細分化に用いる基礎データ

- 細分化を行う上での基礎データとして、例えば、外水氾濫の評価に「洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）」を用いることは、情報の網羅性・客観性があり、消費者の理解も得られやすいと考えられる
- 国土交通省において、浸水頻度ごとの浸水範囲を示す水害リスクマップ（※）の作成を進めるなど、水災リスク情報の充実を図っている。今後の水災料率の見直しの際には、こうしたリスク情報の変化を的確に反映することが期待される

※外水氾濫を対象とした水害リスクマップのほかに、内水氾濫も考慮した水害リスクマップの作成を進めている

細分化における地域区分

- 細分化における地域区分については、なるべく「洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）」のリスク評価に応じた区分とした方が、消費者の納得感は得られやすいと考えられる
- 他方、消費者に可能な限り安く保険を提供すべきとの観点からは、地域区分を細かくし過ぎると、システムコスト等の上昇により保険料が上昇することが懸念される
- 地域区分の設定にあたっては、これらの点を勘案して、消費者の利益に資するものとなるよう留意する必要（※）

※上記の点等を踏まえると、損害保険会社が自社の料率算出の参考に用いる参考純率については、まずは市区町村等の行政区分を地域区分に活用することが考えられるが、その場合であっても損害保険会社が独自により細分化した地域区分を設定することは可能であり、自社の経営戦略の中で創意工夫により細分化を実施することも考えられる。

細分化における料率較差

- リスクアナウンスメント効果の観点からは、リスクの差をよりきめ細かく料率較差として反映した方が良いという考え方もある
- 一方、水災リスク情報におけるリスク較差をそのまま反映させると、高リスク地域に居住する顧客が保険に加入できなくなり、水災への備えが不足することが懸念される
- 高リスク契約者の保険の購入可能性にも配慮した料率体系とすることが適当と考えられる

保険会社に期待される取組み

- 細分化によるリスクアナウンスメント効果の実効性を高める観点から、損害保険会社においては、最新のリスク情報の収集に努め、引き続き水災リスクをはじめとする各種リスク情報の提供等に努める必要
- 水災料率細分化実施後の保険募集等に際しては、細分化の考え方や料率適用の状況等について、顧客に対して丁寧な説明を行うことが期待される

③ 「田んぼダム」に関する取り組み（「田んぼダム」の手引き作成）

- 「田んぼダム」の取組を始める際には、「田んぼダム」の効果、農作物の収量や品質への影響、取組に必要な労力などの情報を農業者、地域住民、行政機関、土地改良区等の農業関係機関、防災関係機関等の全ての関係者で共有することが重要。
- その上で、関係者間で相談・協議を重ね、取組の内容や実施体制を整えるといった過程を経ることにより、関係者相互の理解を深め、繋がりを強め、地域全体の協働による継続的な取組を実現することが可能。
- 本手引きは、「田んぼダム」の取組を導入し、継続的に実施する上で、地域における話し合いの基礎となる情報や基本的な考え方をとりまとめ、「田んぼダム」の取組に携わる全ての関係者の参考となることを目的として策定。
- また、策定に当たっては「田んぼダム」に係る学識経験者、実務経験者、研究機関からなる「水田の持つ雨水貯留機能の活用に向けた検討会（国土交通省はオブザーバーとして参加）」における議論・意見を踏まえ、農林水産省がとりまとめた。

水田の持つ雨水貯留機能の活用に向けた検討会

<検討会委員（五十音順）>

- 桐 博英 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 水利工学研究領域長
- 斎藤 貴視 北海道岩見沢市農政部 農業基盤整備課長
- 椿 一雅 一般社団法人農村振興センターみつ 事務局長
- 中村 公人 国立大学法人京都大学大学院 農学研究科地域環境科学専攻 教授
- 吉川 夏樹 国立大学法人新潟大学大学院 自然科学研究科環境科学専攻 教授
- 渡邊 紹裕 国立大学法人熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 特任教授

<オブザーバー（五十音順）>

- 朝田 将 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川計画調整室長
- 大沼 克弘 国立研究開発法人土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 上席研究員
- 竹下 哲也 国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 水循環研究室長

<検討経緯>

第1回検討会：令和3年9月28日、第2回検討会：令和3年12月23日、第3回検討会：令和4年2月14日、第4回検討会：令和4年3月28日

令和4～5年の取組

1. 河川技術・流域管理分野

課題
指定型

◆公募課題

「流出抑制対策の治水効果を推定できる流出解析・洪水流解析技術に関する研究開発」

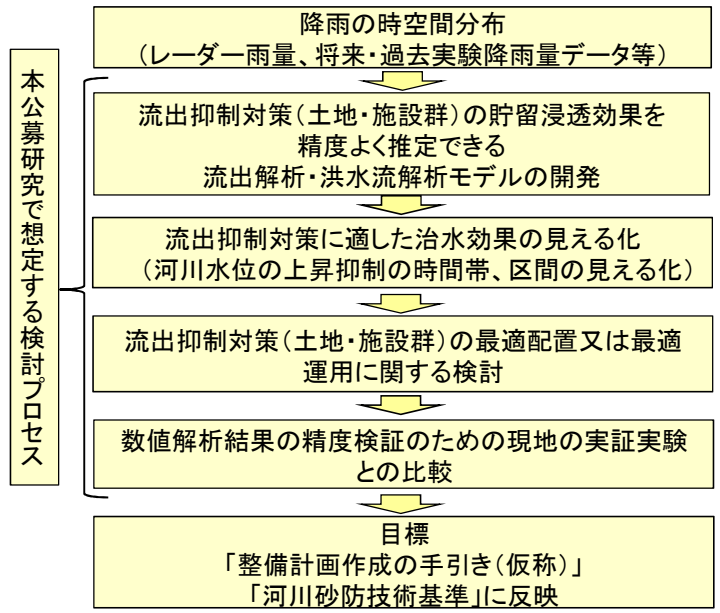
◆背景

- ✓ 流域治水の取組では、あらゆる関係者が協働し様々な流出抑制対策（沿川の保水・遊水機能を有する土地の保全、雨水貯留浸透施設、水田・ため池の治水利用等）が進められる。
- ✓ 一方で、これら流出抑制対策は小規模なものが多く、河川やダムのように貯水容量や本川ピーク流量減少だけに着目すると、流出抑制効果が十分に評価されない懸念がある。また、水田・ため池は本来の利用目的もあり、治水への活用における管理者側の理解を得て普及促進を図っていく必要がある。
- ✓ 流出抑制対策に適した治水効果の定量的な評価を行い、結果を関係者と共有することで、流域治水への関係者の参画を促進し、流出抑制効果を踏まえた河川整備計画の検討につながることを期待される。
- ✓ このため、流出抑制対策の貯留浸透効果や、河川水位の上昇抑制効果が発揮される区間を精度良く推定できる流出解析・洪水流解析技術が求められるが、例えば、流出解析モデルについては
 - ・ 降雨の時空間分布や外力規模が変化した場合に同じパラメータで精度良く流出量を推定できない 場合があること
 - ・ 流出抑制対策の規模・立地（河川からの距離）の違いに対応できる計算格子の設定方法や、同対策の運用ルール・湛水状況をモデル上に反映する方法に関する技術的知見が不十分であることといった課題がある。
- ✓ 本公募は、流出抑制対策の治水効果を推定できる流出解析・洪水流解析技術に関する技術研究開発を行うことで、流出抑制対策における治水効果の定量化並びに流出抑制対策（土地・施設群）の最適配置・最適運用を可能とし、もって、河川整備計画において流出抑制対策と整合した治水対策の立案することを目的としており、得られた成果は河川砂防技術基準関連の技術資料に反映することを想定している

◆技術研究開発の内容

- ✓ 一級又は二級河川（応募者が指定）の外水に効果のある流出抑制対策（複数の土地・施設群）を対象。
※流出抑制対策の例：沿川の保水・遊水機能を有する土地の保全、雨水貯留浸透施設、水田・ため池の治水利用等（検討にあたっては接続する水路も含む）。ダムを除く。
- ✓ 降雨外力は、中頻度～低頻度事象（数十年に1回～基本高水の規模）の範囲で複数の規模を対象とすること。
- ✓ 流出解析モデルは降雨の時空間分布を考慮できる分布型モデルを用いること。

◆検討プロセス例



④ 学校施設の水害対策 検討の全体像

- ・文部科学省では、浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設に位置付けられた公立学校数や、水害対策の実施状況について把握
- ・設置者が水害対策を実施する際の参考となるよう、対策事例集を作成し周知
- ・今後、設置者による学校施設の水害対策を促進するため、水災害リスク（発生規模や頻度等）を踏まえた対策を検討する際の参考となるよう、取組の方向性や留意事項を示す必要がある

学校施設の水害対策検討部会

- 水害対策の取組の方向性、水災害リスク情報の把握方法、施設・設備面の対策方法の骨子を検討

R 4. 4

協力者会議での検討も踏まえ、**中間報告※**

- 水災害リスク情報の把握方法、施設・設備面の対策方法を検討

R 5. 3

協力者会議での検討も踏まえ、**最終報告※**

水害対策の実施
手順の明確化

調査の実施等

- 学校施設における水災害の被害状況を整理
- 検討事項に係る現地調査

国土交通省の動き

- 水害リスクマップの整備
想定最大規模に加えて、より頻度の高い降雨による浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップを新たに整備（令和4年度中の取組）
 - ・109の一級水系の外水氾濫
 - ・特定都市河川等の地区の内水氾濫
- 洪水浸水想定区域の指定対象を拡大
（指定対象河川の目標数）
現在：約2,000河川
令和7年度：約17,000河川
- 雨水出水浸水想定区域の指定対象を拡大
（最大クラスの雨水に対応した浸水想定区域図を作成した団体の目標数）
令和元年度：15団体
令和7年度：約800団体
- 高潮浸水想定区域の指定対象を拡大
（指定対象の目標数）
現在：12沿岸
令和7年度：71沿岸

整備されるデータの活用

※土砂災害対策の留意事項も含む

浸水想定区域に立地する学校において、立地場所による水災害リスクを踏まえた対策が進み、児童生徒等の安全の確保、学校教育活動の早期再開を実現

④ 学校施設の水害対策 検討イメージ

取組の方向性の整理

○水災害対策実施の目的

学校施設の水害対策に取り組む必要性は何か。

○緊急時避難への対応

児童生徒等の円滑な避難のために、ソフト・ハード面において必要な対策、連携のあり方は何か。

特に、幼稚園、特別支援学校のように、避難時に配慮を要する児童生徒等がいる場合に、考えておくべきことはあるか。

○施設被害の低減

学校教育活動の早期再開の観点から、施設・設備の被害を低減する方策は何か。

水災害リスク情報の把握

○リスク情報の把握

学校設置者は、どのようなハザード情報を収集する必要があるか。

収集したハザード情報をもとに、学校設置者が可能な範囲で、どのようにリスクを把握するか。

＜水害に対するリスク把握の観点の例＞

ハザード情報

(要素)
・浸水範囲
・浸水深
・浸水継続時間
・年超過確率
(発生頻度)
など

×

脆弱性

(要素)
・人的被害(避難に配慮を有する者の有無など)
・社会的損失(教育活動の長期中断、避難所利用の断念など)
・経済的損失(復旧費用など)

施設・設備面の対策方法の検討

○対策技術の整理

建築計画、設備、構造の観点から施設・設備の対策として、どのようなことが考えられるか。

○維持管理方法の整理

水害の危険が迫った場合の応急措置として、どのようなことが考えられるか。

○学校設置者における対策計画策定のための検討フローの整理

水災害リスクに応じて、どのように対策方法を選定すればよいか。

○流域治水の観点から貯留施設として利用する場合の留意点の整理

流域治水の観点で、学校が地域を守ることに貢献する場合、留意すべきことは何か。

⑤ 特定都市河川の指定について(大和川、江の川、本川)

- 令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和3年12月24日に、大和川水系大和川等において、同法の改正後に全国初となる特定都市河川を指定。
- また、令和4年3月28日には、江の川水系江の川等及び本川水系本川の特定都市河川指定に向けた関係者への事前意見聴取を開始。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土発表：近畿地方整備局
いのちとくらしをまもる
防災 減災

Press Release

令和3年12月21日
水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 下水道部

「流域治水」の本格的な実践に向けて
大和川水系大和川等を特定都市河川に指定します
指定にあわせて「大和川流域治水相談窓口」を開設します

～流域治水関連法の施行後、全国初となる指定～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和3年12月24日に、大和川水系大和川等について、同法の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行います。

また、指定にあわせて、市町村等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的支援を実施する「流域治水相談窓口」を、令和3年12月23日に開設します。

○ 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通省では、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）のうち、法第3条の規定に基づき、令和3年12月24日に、一級河川大和川水系大和川他18河川について、特定都市河川の指定を行いますのでお知らせします。

○ 国土交通省では、このたびの大和川水系大和川等の指定を皮切りに、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

○ 今後、大和川水系大和川等では、法第6条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地・下水道等のハード整備の加速化に加え、公共・民間による雨水貯留浸透施設整備の促進、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策等を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

○ また、指定にあわせて、雨水の貯留施設、既設ため池の治水への利用、土地利用規制など、関係市町村等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的支援を実施できるよう、流域内に立地する大和川河川事務所王寺出張所（奈良県）に「大和川流域治水相談窓口」を、令和3年12月23日に開設します。

(令和3年12月21日 大和川に係るプレスリリース)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる
防災 減災

Press Release

令和4年3月28日
水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けて
流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた関係者[※]への事前の意見聴取を実施します。

※江の川水系江の川等の流域をその区域に含む広島県及び県内の4市町の長、当該河川の流域に係る下水道管理官

○ 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。

○ このたび、法第3条第8項の規定に基づき、一級河川江の川水系江の川等の計43河川の流域をその区域に含む広島県及び県内の4市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続きを開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

別紙1 法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践

別紙2 江の川水系江の川等の概要

問合せ先：

○河川に関すること
水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介（内線 35-582）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604

○下水道に関すること
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官 課長補佐 榎本 翼（内線 34-323）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597

(令和4年3月28日 江の川に係るプレスリリース)

資料提供
令和4年3月28日
課 名：河川課
担当 者：武田
内 線：3928
直通電話：(082)513-3929

Press Release

本川水系本川の特定都市河川指定に向けて
流域自治体への意見聴取を実施します
～中国地方初となる指定手続きに着手～

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、竹原市を流れる二級河川本川水系本川の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

○ 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号、通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。

○ 流域治水関連法は、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）は、その中核をなすものです。

○ 法改正により特定都市河川の指定要件が緩和されたことから、平成30年7月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を特定都市河川に指定し、流域治水を強力に推進していきます。

○ この度、中国地方では初となる本川水系本川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第9項の規定に基づき、当該河川の流域に係る竹原市長と下水道管理者への意見聴取の手続きを開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けて本川を特定都市河川に指定します

別紙2 二級河川本川水系本川の概要

(令和4年3月28日 本川に係るプレスリリース)

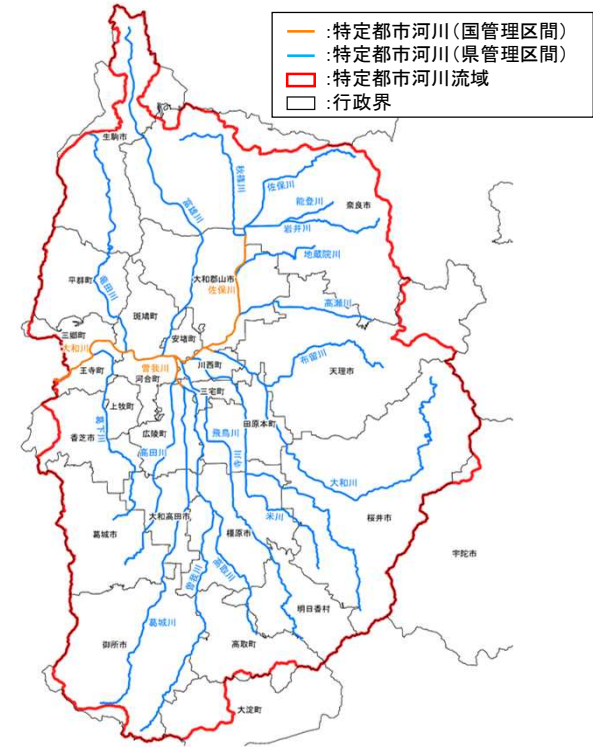
⑤ 特定都市河川の指定について(大和川の特定都市河川への指定)

大和川水系大和川等の特定都市河川指定資料(記者発表)の一部追記

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定
河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km² (流域内の市町村数 25)



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施 (H30.4.1～)
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5～)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進
- 公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ(補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6～1/2に軽減



高田土木事務所駐車場
地下貯留施設
(大和高田市栄町)



ため池治水利用
(天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討
- <浸水被害防止区域の指定による規制の例>
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる
農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※



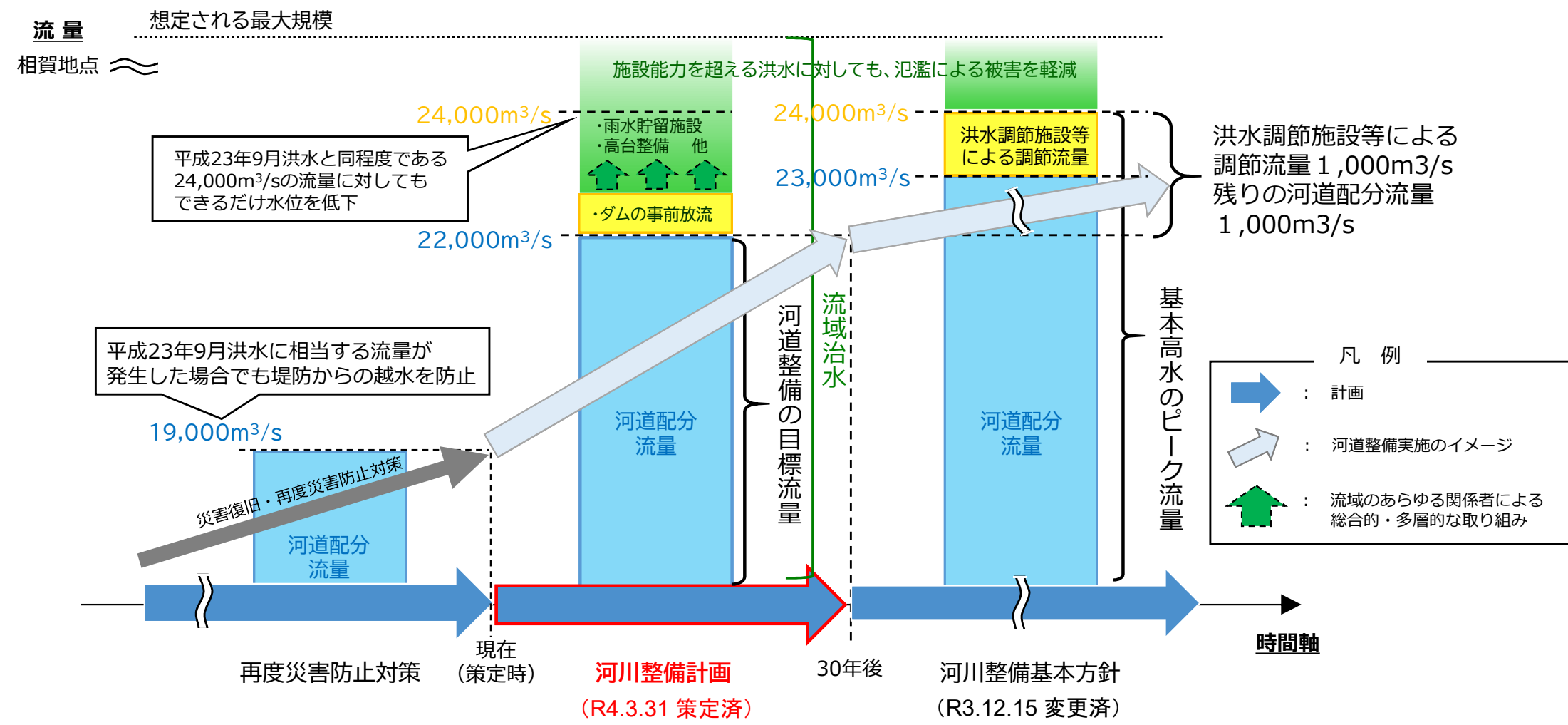
市街化編入抑制区域※の指定状況

なお、計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討するとともに、より多くの流域の関係者と協力して効果的な対策の促進に努めることとしている。

⑥ 基本方針改定後の整備計画策定について(新宮川水系熊野川)

新宮川水系(熊野川)河川整備計画を策定資料(記者発表)に一部追記

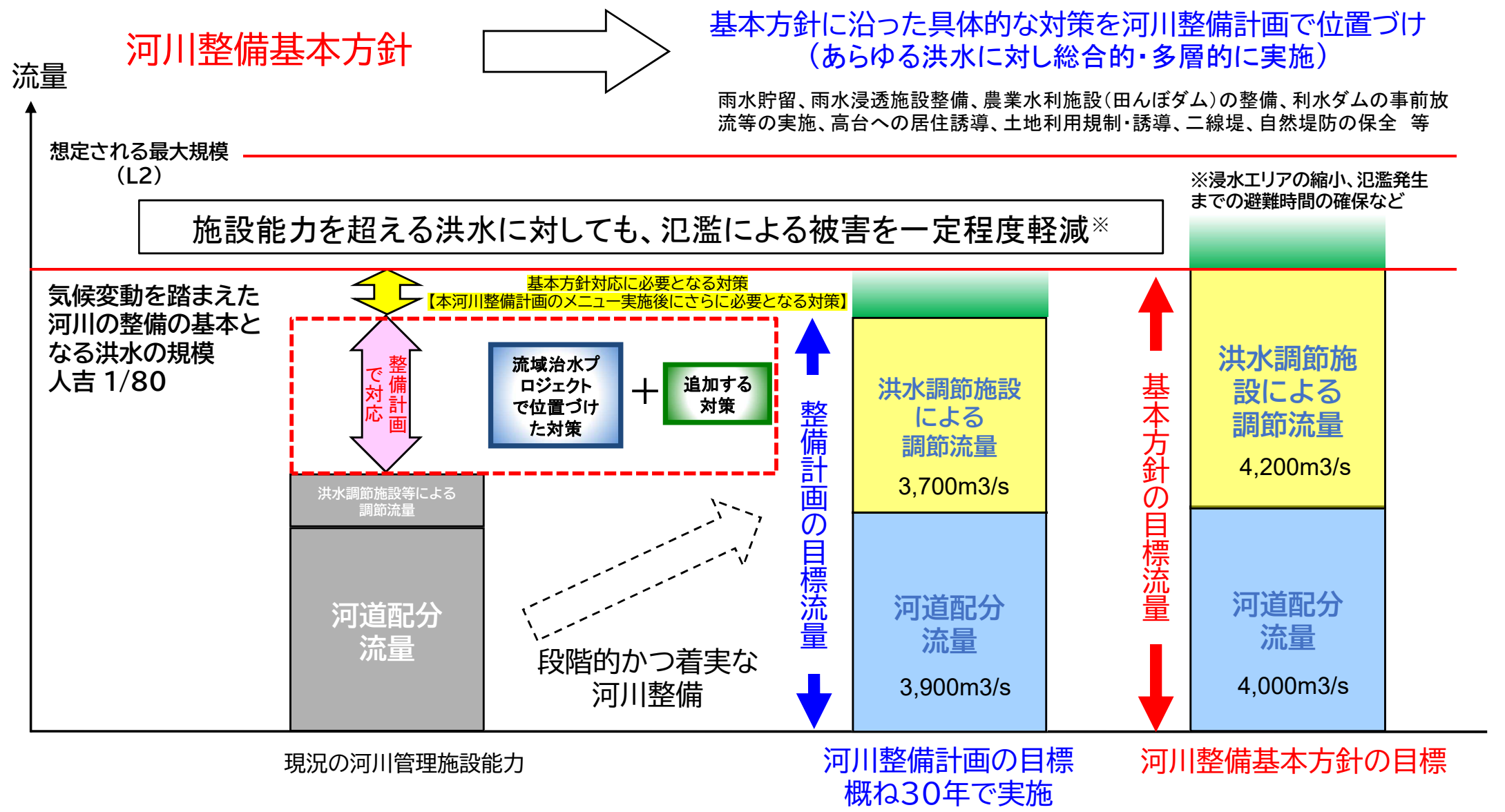
○ 令和3年12月15日に新宮川水系河川整備基本方針を変更し、新宮川水系(熊野川)河川整備計画を令和4年3月31日に策定・公表。



既存ダム等の洪水調節機能強化のため、効果の定量的評価も踏まえ、より効果的なダム運用に変更するとともに、ダム施設改良等による機能向上の検討等、施設管理者と緊密に連携し実施することを河川整備計画に位置づけ。

⑥ 基本方針改定後の整備計画策定について(球磨川水系)

○ 令和3年12月17日に球磨川水系河川整備基本方針を変更し、球磨川水系河川整備計画(原案)を公表し、パブリックコメントの手続き中。



⑦ 今後の河川整備基本方針変更の動きについて(十勝川水系)

○ 十勝川水系の河川整備基本方針について令和4年度の変更に向けた各種検討を実施中。

流域の概要

＜十勝川流域図＞



流域中流域に位置する帯広市は、北海道東部の社会・経済活動の拠点となっている。流域の形状が扇状で、急流河川の音更川などが帯広市街地で合流する。

＜流域及び氾濫域の諸元＞

- ・流域面積(集水面積):9,010km²
- ・幹川流路延長:156km
- ・流域内市町村人口:約32万人
- ・想定氾濫区域面積:617.8km²
- ・想定氾濫区域内人口:約15.8万人
- ・主な市町村:帯広市、音更町等(1市14町2村)

現行の河川整備基本方針

＜計画の概要＞

【計画諸元】

基準地点 : 帯広、茂岩

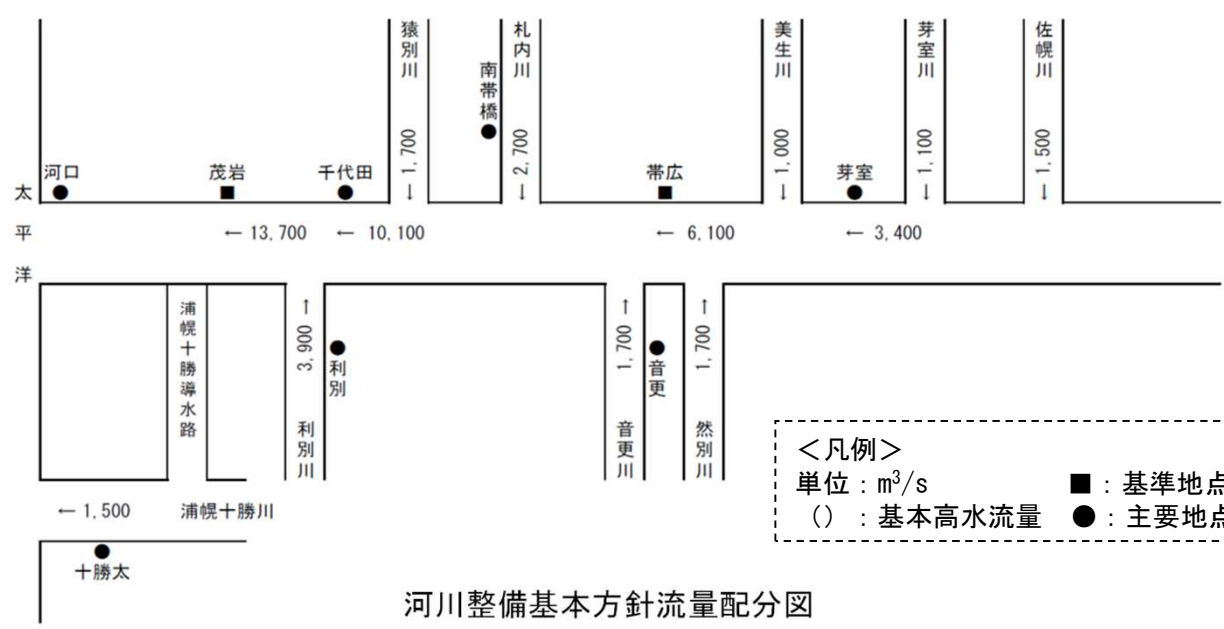
計画規模 : 1/150

計画降雨量 : 245.7mm/3日 (帯広)、214.8mm/3日 (茂岩)

基本高水のピーク流量 :
6,800m³/s (帯広)、15,200m³/s (茂岩)

計画高水流量 : 6,100m³/s (帯広)、13,700m³/s (茂岩)

＜計画高水の概要＞



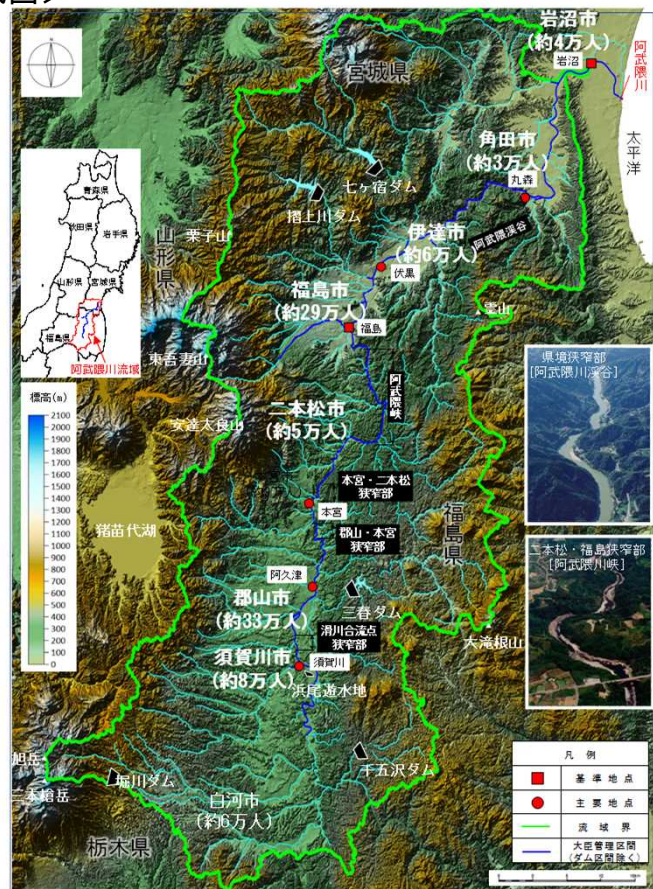
河川整備基本方針流量配分図

⑦ 今後の河川整備基本方針変更の動きについて(阿武隈川水系)

○ 阿武隈川水系の河川整備基本方針について令和4年度の変更に向けた各種検討を実施中。

流域の概要

＜阿武隈川流域図＞



大小の狭窄部が盆地を挟んで交互に連なっており、盆地と狭窄部を貫くように流下し、盆地には福島市や郡山市などの市街地が形成され、資産が集中している。

＜流域及び氾濫域の諸元＞

- ・流域面積(集水面積): 5,400km²
- ・幹川流路延長: 239km
- ・流域内人口: 約135万人
- ・想定氾濫区域面積: 618.5km²
- ・想定氾濫区域内人口: 約49.8万人
- ・想定氾濫区域内資産額: 約9兆4452億円
- ・主な市町村: 岩沼市、角田市、福島市、伊達市、二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市等

現行の河川整備基本方針

＜計画の概要＞

【計画諸元】

基準地点 : 福島、岩沼

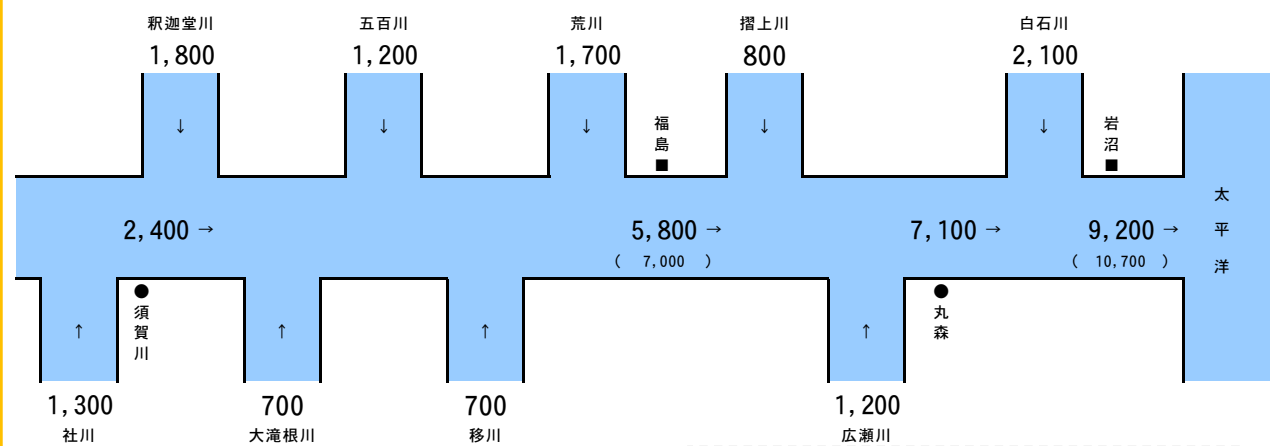
計画規模 : 1/150

計画降雨量 : 256.5mm/2日 (福島)、251.6mm/2日 (岩沼)

基本高水のピーク流量 :
7,000m³/s (福島)、10,700m³/s (岩沼)

計画高水流量 : 5,800m³/s (福島)、9,200m³/s (岩沼)

＜計画高水の概要＞



＜凡例＞

単位 : m³/s

() : 基本高水流量

● : 基準地点

● : 主要地点